返送期限　令和２年11月30日（月）【必着】

調　査　票 秘

以下の事由にあてはまらない方は、ご提出いただく必要はありません。

③ページ

○○　○○　様

○○地方裁判所

0000000000

第１　１年間を通じ、裁判員になることを辞退できる場合

次の1～6に当てはまる場合には、1年間を通じて辞退をすることができます。辞退を希望する場合には、当てはまる番号に ○ をつけ、必要な事項を記入してください。

1　令和3年1月1日現在、**70歳以上**である。　→　質問は終了です。年齢を証明する資料は不要です。

2　平成29年4月1日以後、**裁判員又は補充裁判員**の職にあったことがある。

➡　　年　　月ころ　　地方裁判所　　支部

3　平成31年4月1日以後、**選任予定裁判員**であったことがある。

➡　　年　　月ころ　　地方裁判所　　支部　→　資料は不要です。

4　平成29年4月1日以後、**検察審査員又は補充員**の職にあったことがある。

➡　　年　　月ころ　　検察審査会

5　令和3年の1年間を通じ、**学校の学生又は生徒**である。　→　学生証の写し等の資料が必要です。

6　令和3年の1年間を通じ、**ご自身の重い病気又はケガ**により裁判に参加することがむずかしい。

➡　(病名、現在の症状等を記入してください。)　→　診断書の写し等の資料は、すでにお手元にあるなど、容易に準備できる場合には提出してください。

第２　裁判員になることができない職業

同封の「調査票（③ページ）の記入のしかた（おもて）」記載のア～ツの職業のいずれかに当てはまる場合には、裁判員になることができません。当てはまるものがある場合には、次の「1」に ○ をつけてください。

1　該当する。　→　身分証明書の写し等の資料が必要です。

うらに続きます